

東日本大震災・原発事故と 双葉町の復興状況について



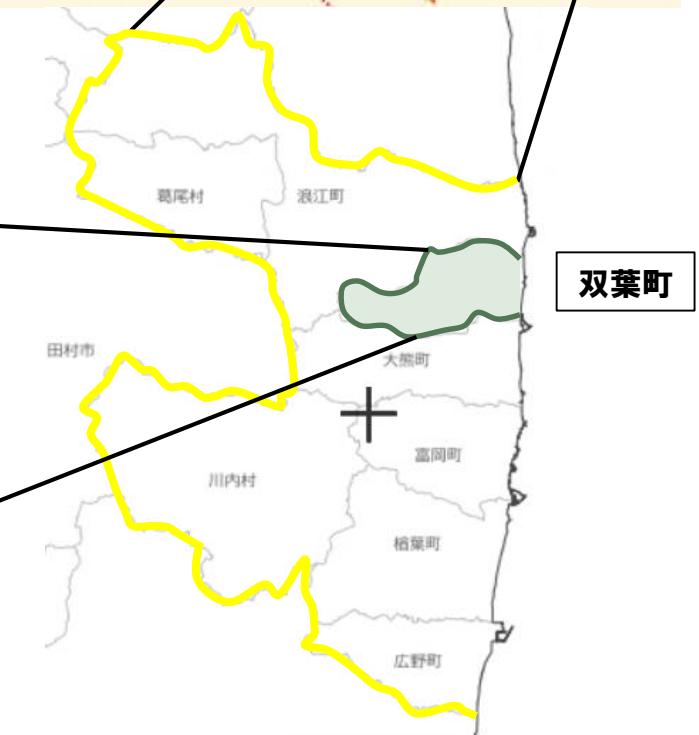
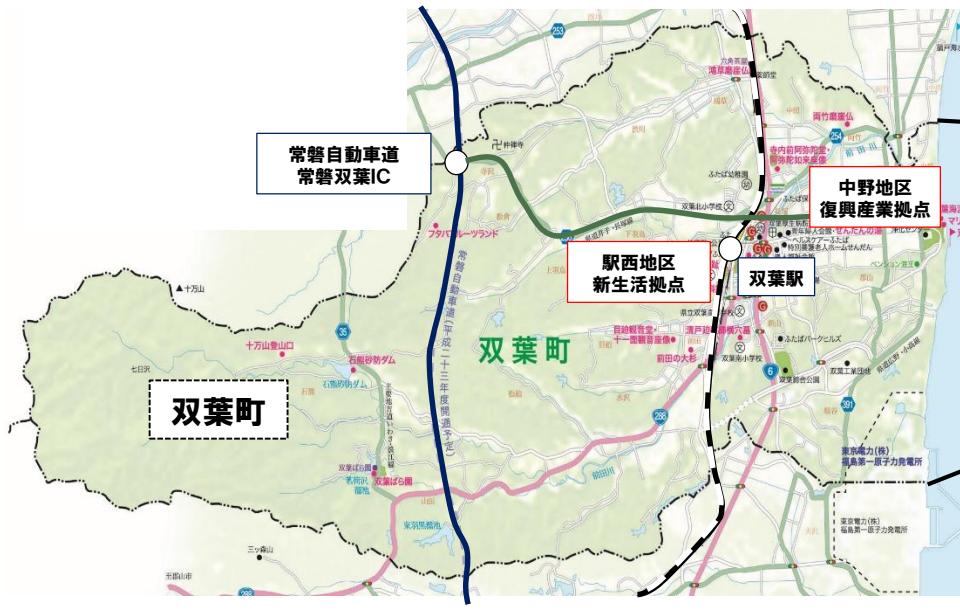
2023年4月
福島県双葉町



双葉町の基本情報について

双葉町の位置関係

2



東日本大震災の概要と被災状況

3

双葉町の基礎情報

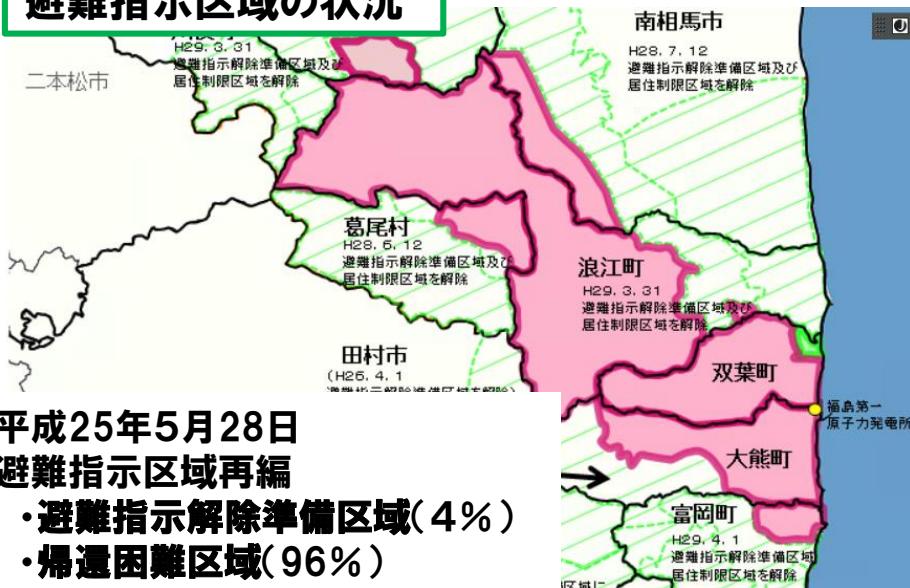
■人口 : 7,140人
■世帯数 : 2,611世帯
■面積 : 51.42km²

平成23年3月11日当時

発災時時系列

- 3/11 14:46 双葉町は震度6強
15:30頃 津波により約3km²浸水
19:03 原子力緊急事態宣言発令
21:23 第一原発から半径3km圏内の避難及び10kmの屋内退避
- 3/12 5:44 半径10km圏内の住民に避難指示
7:30 町災害対策本部で全町避難を決定
14:00 双葉町役場を閉鎖
15:36 第一原発1号機原子炉建屋爆発

避難指示区域の状況



被害状況

※令和3年7月時点から変動なし

- 人的被害:死者178人
(直接死20人、関連死158人)
- 双葉町内全域が避難指示区域となり、全町民が避難生活を余儀なくされた。

役場の避難先変遷



埼玉支所 (加須市騎西総合支所内)



双葉町は、環境省の「快水浴場百選」にも選ばれた双葉海水浴場や、丹精こめて育てられたバラ650種類1万本が咲きそろう双葉ばら園など、数多くの魅力を有していました



双葉海水浴場



双葉ばら園



国指定史跡「清戸迫横穴」



地酒「富沢酒造店」



マリーンハウスふたば

世界にも例のない、「複合災害」

地震



双葉町においても、最大震度6強
多くの家屋が倒壊、インフラも
大きなダメージを受けました



JR常磐線の橋梁が倒壊

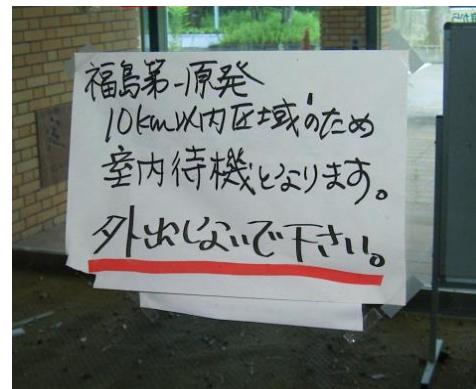
津波

最大16.5mの巨大な津波が
到来し、多くの家屋が流され、
大勢の方が亡くなりました



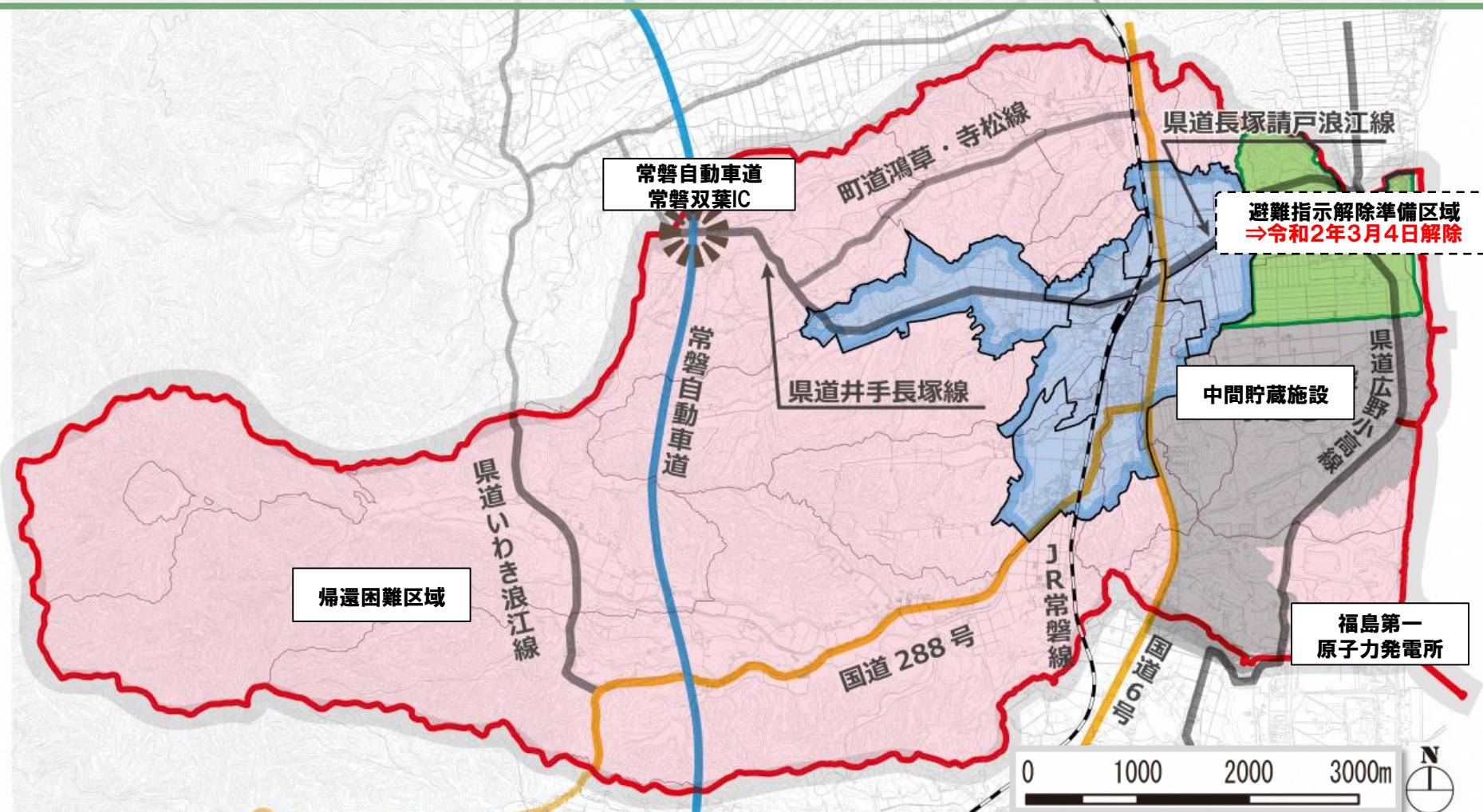
原子力災害

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により、全ての双葉町民が避難生活を余儀なくされることになりました。未だ避難指示解除の見通しが立っていない区域は町面積の約85%にも上り、その中には県内中の除染土壤を受け入れる中間貯蔵施設も含まれます。



双葉町の避難指示区域の現状

- 町面積の約4%は、令和2年3月4日に初めてとなる避難指示解除を実現(避難指示解除準備区域)。
 - ・中野地区復興産業拠点や水田再生、伝承館による震災アーカイブ・情報発信を担う先行的復興拠点
- 町面積の約95%が帰還困難区域となっていたが、
 - ・そのうち、双葉駅を中心とする特定復興再生拠点区域は約11%。令和4年(2022年)8月30日に避難指示解除・居住開始を実施。(※特定復興再生拠点区域のうち双葉駅及び広場、一部道路は令和2年3月4日に解除済)
 - ・帰還困難区域(区域外)は、2020年代をかけて避難指示解除の取り組みを進める(2021年8月政府方針)



双葉町内の空間線量率($\mu\text{Sv}/\text{h}$) 2020年7月

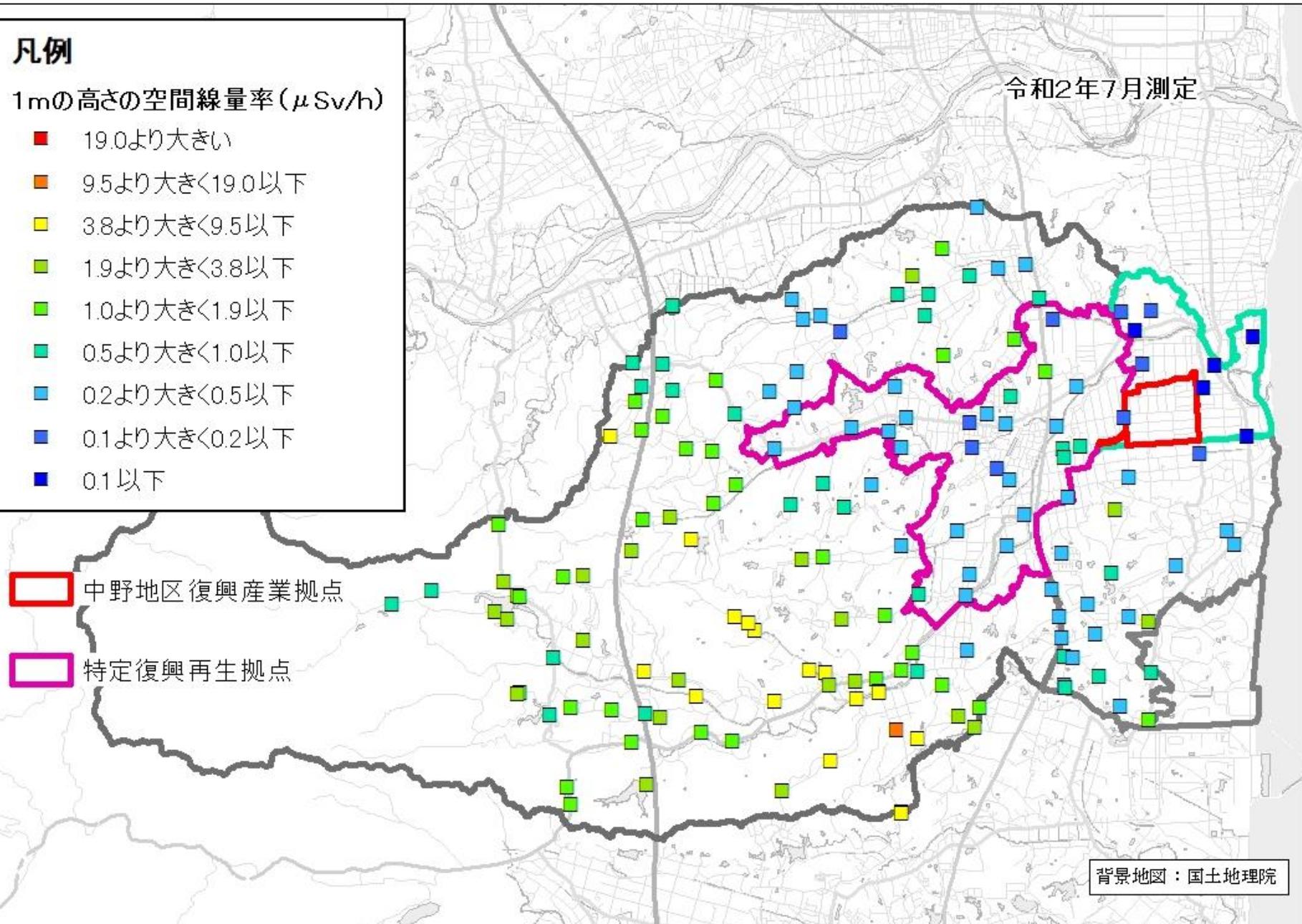
7

凡例

1mの高さの空間線量率($\mu\text{Sv}/\text{h}$)

- 19.0より大きい
- 9.5より大きく19.0以下
- 3.8より大きく9.5以下
- 1.9より大きく3.8以下
- 1.0より大きく1.9以下
- 0.5より大きく1.0以下
- 0.2より大きく0.5以下
- 0.1より大きく0.2以下
- 0.1以下

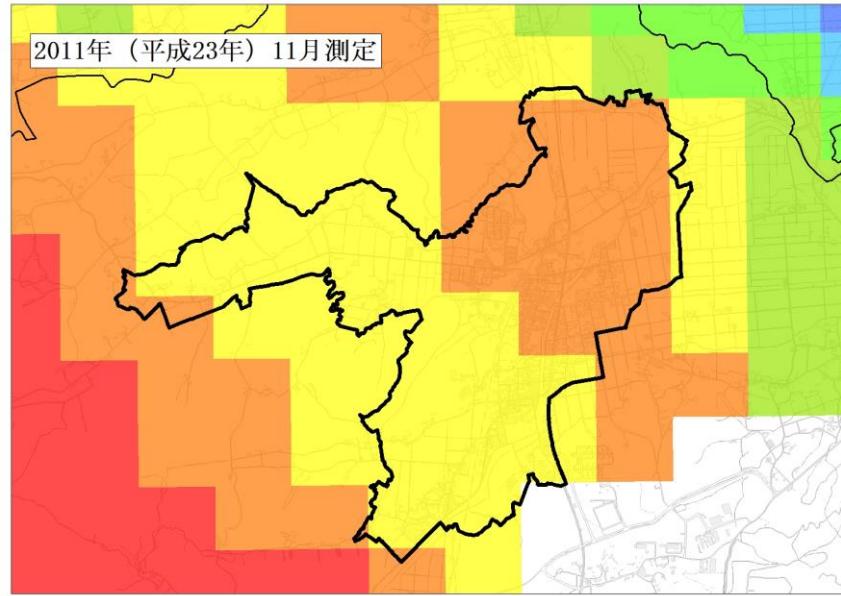
令和2年7月測定



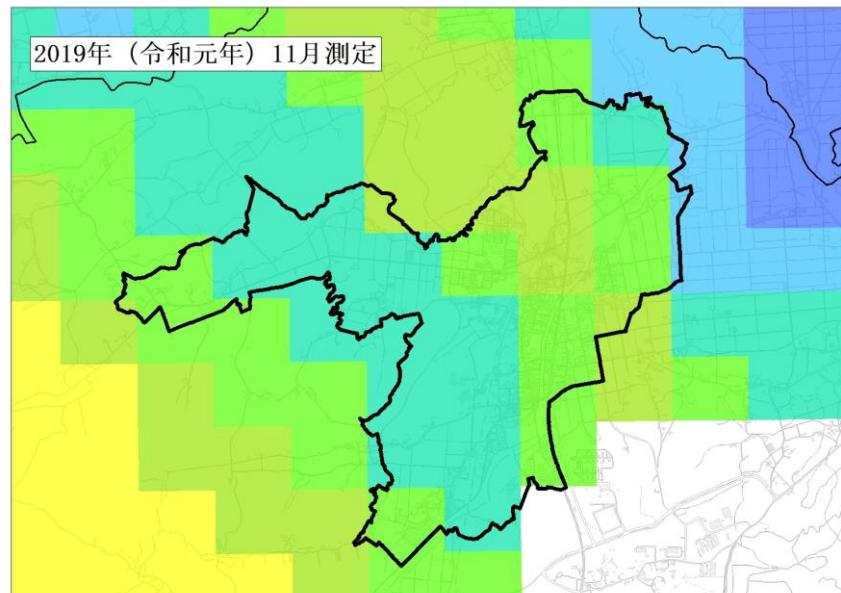
特定復興再生拠点区域(双葉駅周辺)の空間線量率(μ Sv/h) 推移

8

2011年 11月

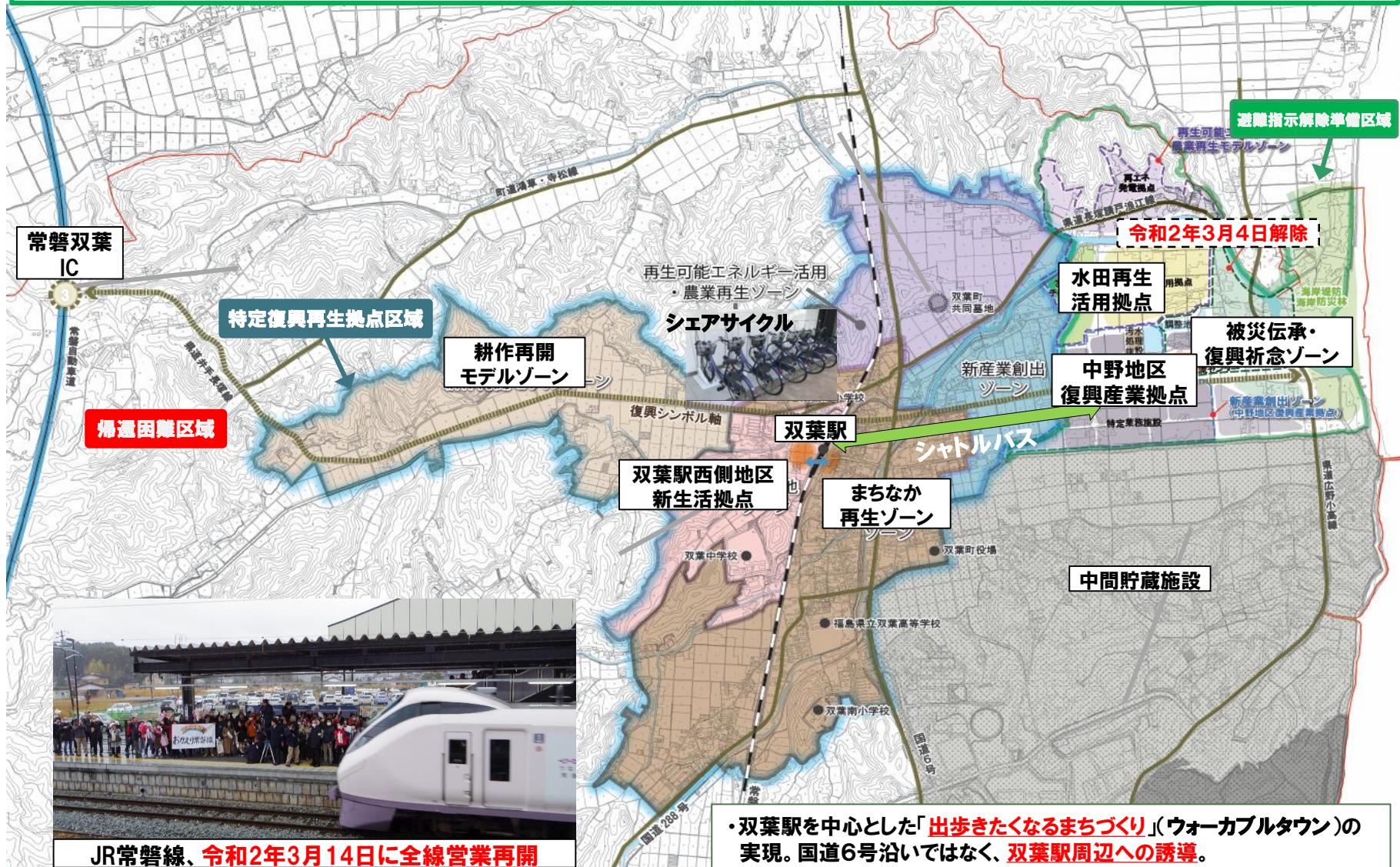


2019年 11月



双葉町の復興の取組

- 双葉町は平成29年8月、他町に先駆けて特定復興再生拠点区域復興再生計画を策定しました。
- **双葉駅を中心とする区域**において、新たな生活の場と既成市街地の再生、農業新興などの産業創出が可能となる約555ha(町域の約11%)の範囲を設定。この拠点全域が**令和4年(2022年)8月30日に避難指示解除**されました。



※掲載した画像は現時点での整備イメージを示したものです。

■令和2年3月4日 避難指示解除準備区域 等(町面積約4%)の避難指示解除

- ・令和2年3月4日の避難指示解除により、避難指示解除準備区域内に整備された東日本大震災・原子力災害伝承館や双葉町産業交流センターに多くの方が来場するなど、町に賑わいが戻った。
- ・また、常磐自動車道 常磐双葉ICやJR常磐線 双葉駅が開通したことにより、双葉町内への交通アクセスが向上した。
- ・特定復興再生拠点区域内の立入が規制緩和され、区域内に自由に立入することができるようになった。

■令和4年8月27日

- ・JR常磐線双葉駅前に双葉町役場新庁舎完成(9月5日から業務開始)
- ・双葉駅の西側には復興公営住宅・再生賃貸住宅(86戸)が整備され、令和4年10月から段階的に入居が可能となる。



■令和4年8月30日(午前0時)

- ・**特定復興再生拠点区域**(町面積約11%)の避難指示解除
- ・震災から約11年5ヶ月ぶりに町内での居住が可能となった。



町の復興の先駆けとなる解除区域(中野・中浜・両竹地区)

12

- 地元農業者が中心となって、除染後の農地の保全管理を実施。
- 出荷制限解除に向け、野菜の試験作付けを開始(令和3年9月～)。収穫後、検査の結果基準値を下回った
→まもなく出荷制限が解除される見通し
- 営農再開機運の向上や販路確保などのため、農業生産法人舞台ファームとの連携協定を締結。まず営農再開ビジョンの策定を実施



- 住民帰還に先立ち、「働く場」を先行的に整備。
- 20件(24社)の立地が決定し 14件は操業済み。地元企業の事業再開も7件。
- 技術力を活かし脱下請けを図った燃糸業者も進出し、町と共同で双葉ブランドのタオルを企画。
- 賃事務所や飲食店舗を備える「産業交流センター」を整備。



なりわいの再生
(営農再開の推進)

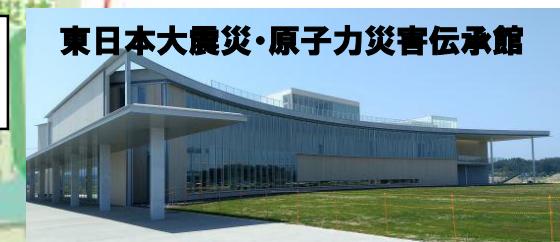
被災伝承・復興祈念
それを通じた交流人口の拡大

なりわいの再生・企業誘致
(中野地区復興産業拠点)

- 12市町村を中心に、震災の教訓や復興の現状を学ぶことができる、広域周遊ルートを形成し、人の流れを創出することが重要。
- 県により、「東日本大震災・原子力災害伝承館」、「復興祈念公園」が整備。
- 隣接して約140室のホテルARM双葉が開業。
- 震災の記憶を伝承し、復興への思いをつなぐ中心的な拠点として、双葉町への関心をつなぎ、交流人口拡大を図る



双葉町産業交流センター

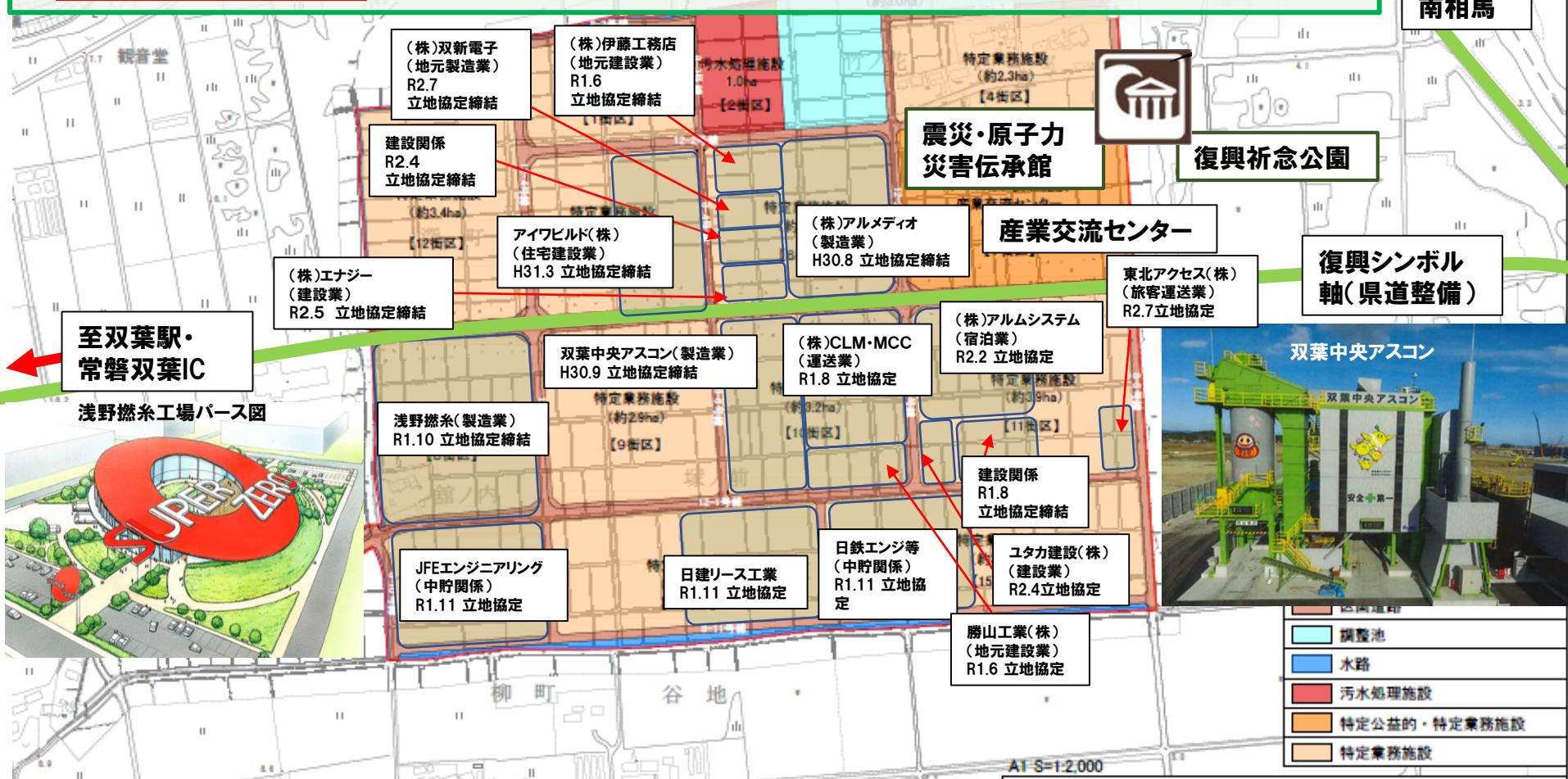


東日本大震災・原子力災害伝承館



宿泊施設の進出(ホテルARM双葉 開業)

- 避難指示解除準備区域である中野地区において、**町のあらたな「働く拠点」を整備（中野地区復興産業拠点）**。約50ha ※2020年3月4日に避難指示解除
- 2023年4月現在**20件(24社)**の立地が決定。
- **地元企業の帰還・事業再開が実現**している他、新技術を用いた製品の量産化を図る企業進出も実現。
- 多くの企業は、事業再開補助金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等を活用。
- 合わせて、被災を伝承し、復興を祈念するエリアとして、アーカイブ拠点施設「東日本大震災・原子力災害伝承館」や復興祈念公園が整備。これらを拠点に、**復興ツーリズムを育成し、町への人の流れを生み出す地域として位置づけ**。※2020年3月4日に避難指示解除



農地保全管理組合の活動

- 環境省に、農地における除染を行っていただくとともに、除染後の農地の保全管理を地元農業者中心に実施。
- 避難指示解除準備区域において、野菜の出荷・摂取制限の解除を目指し、キャベツ等の野菜の試験栽培を開始
(2aの実証圃を3か所)。無事収穫でき、検査の結果基準値を下回る。⇒令和2年度野菜の出荷制限解除

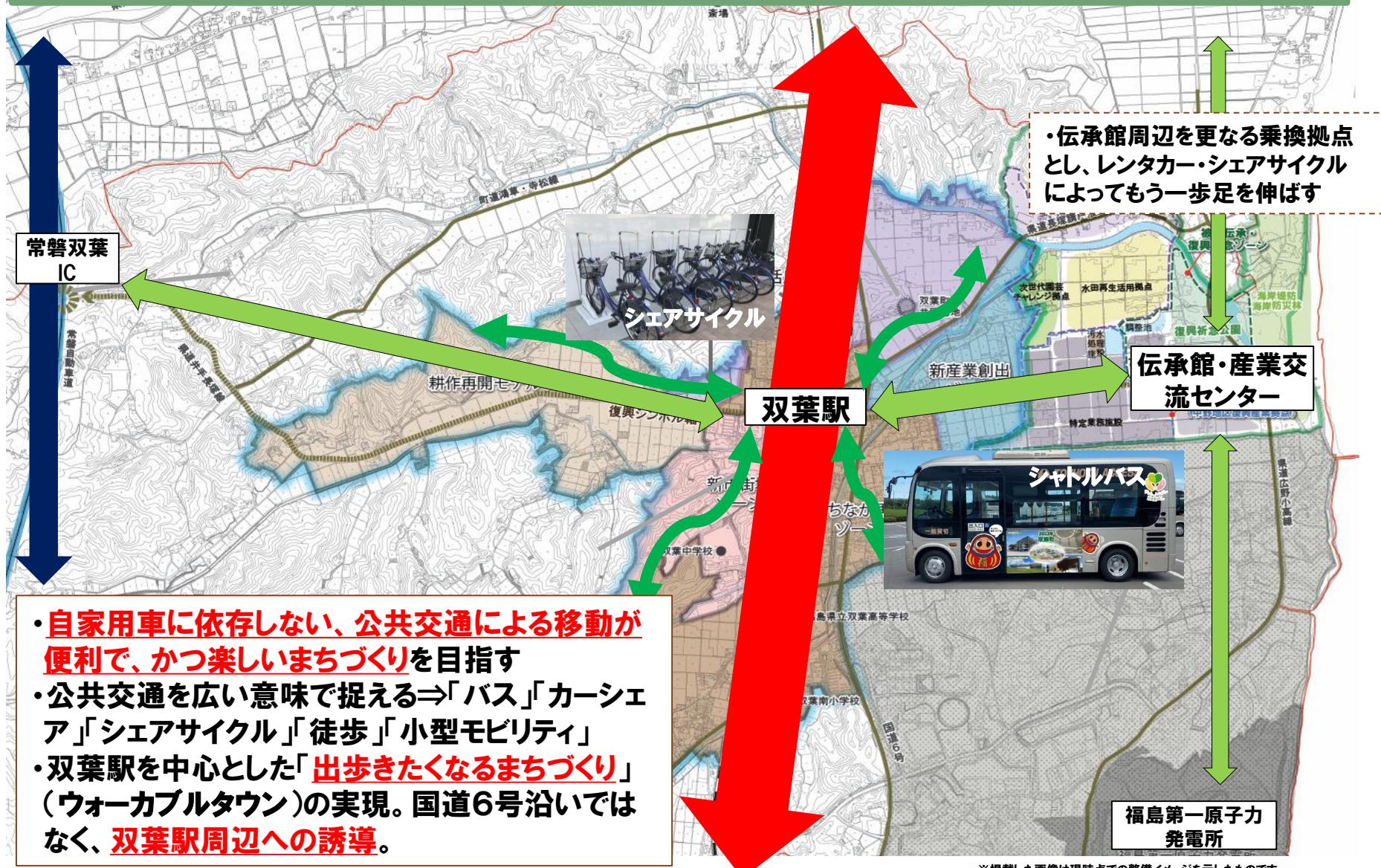


農業法人との連携

- 令和元年8月20日、株式会社舞台ファームとの間で農業に関する包括連携協定を締結。
- (株)舞台ファームは、各地で農業者への支援や、担い手育成、栽培技術連携などを実施。スマートアグリの導入による生産効率化や担い手の裾野拡大にも取り組まれる。
- 原発被災地域においても、南相馬市小高区において、地元農業者との共同で避難指示解除後初めて米の作付を行い、全量買取、商品企画の上販売。浪江町においても営農再開ビジョンの策定に関わる。
- 今般の連携を機に、営農再開ビジョンを策定の上、販路や担い手の確保を図り、原発被災地域における農業の新たな可能性を示す。



JR常磐線：浜通りの生活を支えるとともに、広域の流動を掘り起こす一次交通。
⇒一次交通の機能を最大限に発揮するべく、**双葉駅にて接続する二次交通を充実させる。**



双葉駅西側地区まちづくりの企画趣旨・コンセプト

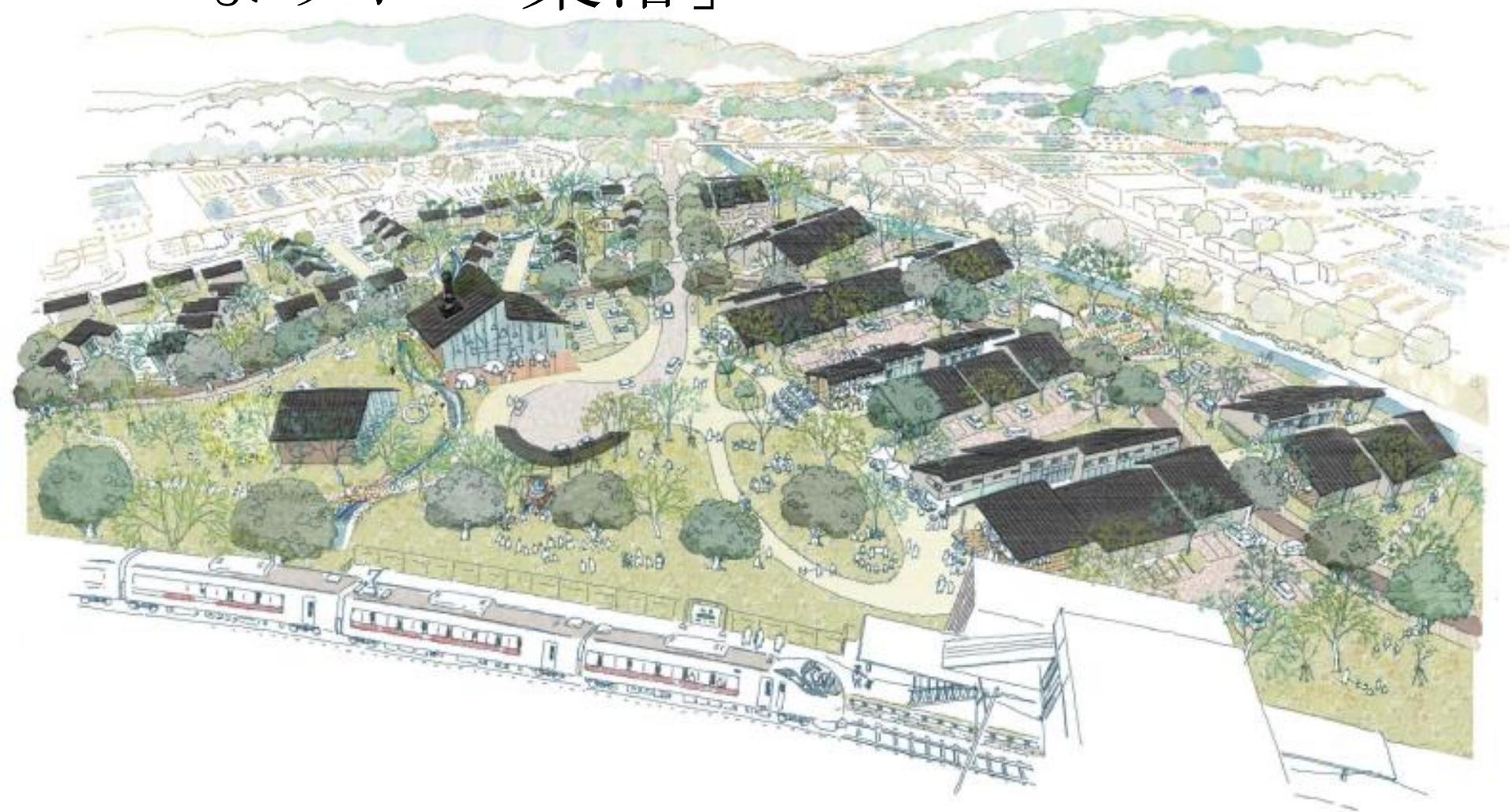
- 特定拠点区域は町の面積の約11%に過ぎず、また、既存市街地であるまちなか再生ゾーンの建物解体も道半ば。
- 避難の長期化に伴い、町内でのご自宅の「再・重建」へのハードルは極めて高いと考えられます。
- また、町の再生には、新たなまちづくりに係るビジョンの提示により、共感していただける新たな移住者を募る必要があります。
- そういうた帰還希望者や移住者が、新たな双葉町における新たな生活を始めやすい環境を確保するものです。



- テーマ：「標葉の谷戸に抱かれた フロンティア（開拓者）と共に育む「なりわい集落」**
- 「標葉の谷戸」という原風景と、帰還を希望される町民の方のアイデンティティを尊重
 - その上で、帰還者と「フロンティア・開拓者」が共に営むまちとして、「なりわい」を通じた「なりわい居住」を復興の原動力としたまちを目指します。



標葉の谷戸に抱かれた
フロンティア（開拓者）と共に育む
「なりわい集落」



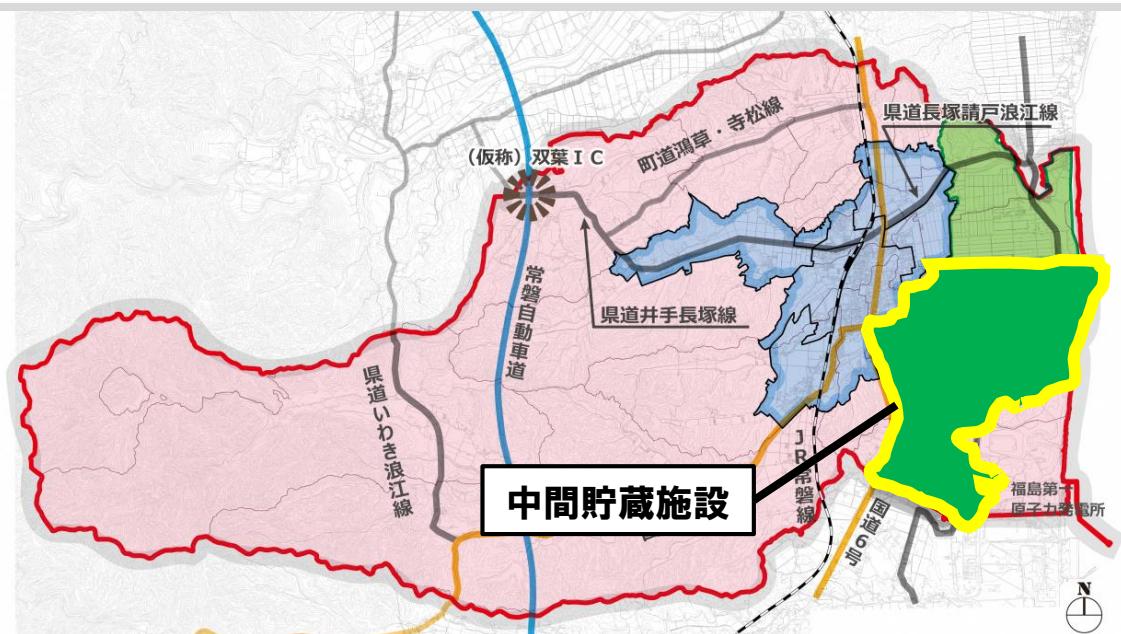
中間貯蔵施設について

中間貯蔵施設の受入れについて

- 中間貯蔵施設は福島県内で発生した除去土壤等を、県外最終処分するまでの間、長期保管を行う施設であり、双葉町・大熊町において苦渋の決断として中間貯蔵施設の設置を受け入れた。

中間貯蔵施設の経緯

- ・平成23年10月 国が中間貯蔵施設の基本的な考え方(ロードマップ)を策定・公表し、県内市町村長に説明。
- ・平成25年8月 国が、中間貯蔵施設候補地の調査説明会(全双葉町民対象)を開催。
- ・平成25年10月 国が双葉町内で現地調査・ボーリング調査を実施。
- ・平成25年12月 双葉町、大熊町、楢葉町が、環境大臣及び復興大臣による中間貯蔵施設の受入要請を受ける。
- ・平成26年2月 県知事が環境大臣に対し、中間貯蔵施設候補地双葉町・大熊町に集約する方向で検討することを要請。
- ・平成26年8月 県知事から、苦渋の決断として中間貯蔵施設の建設受入を容認する旨双葉郡8町村長へ説明。
- ・平成27年2月 双葉町議会全員協議会にて町として中間貯蔵施設の受入を表明し了承。
- ・平成27年2月 福島県知事から中間貯蔵施設への搬入を容認する旨説明。
- ・平成27年2月 県、双葉・大熊両町長が、国との間で安全協定を締結。
- ・平成27年3月 大熊町及び双葉町の仮置場から、中間貯蔵施設の保管場への搬入開始。



事業に対するこれまでの要望等

- 安全・安心第一の事業の実施。
- 透明性を持った情報発信。
- 苦渋の決断で中間貯蔵施設を受け入れた町民への丁寧な説明。
- 中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分が法定されていることを踏まえ、処分地の選定を含む県外最終処分に向けた取組を目に見える形で進めること。

ご清聴ありがとうございました。

双葉町の復興に、ご協力よろしくお願ひします。

